

## 『欧州各国ニ於ケル治水事業ノ現況』（治水関係資料 第8集）

諸戸北郎 著

農林省山林局 [編]

砂防協会 [刊]

1934年 菊判/61頁 図書番号 OBZ-0566

日本列島は中央に山脈が走り、河川は急勾配で、水の流れは速い。また、台風や雪融け水などにより洪水が発生しやすい。これを防ぐには、堤防や放水路・遊水池などを造る河川工事の他に、土砂の流出を調整・抑制する砂防や治山事業が必要である。

砂防に近代的な技術が導入されたのは、1873（明治6）年にオランダの河川技術者J・デ・レーケが来日し、河川工事や砂防を指導したことにはじまる。1897（明治30）年には砂防法や森林法が制定され、1904（明治37）年には、溪流工事の先進国であるオーストリアからA・ホフマンが来日し、砂防工学や森林理水を東京帝国大学で教授した。

諸戸北郎（1873—1951）はホフマンに学び溪流堰堤の調査のため、1909（明治42）年にオーストリアに留学・帰国後ホフマンの講義を引き継いだ。

本書は、諸戸が1931（昭和6）年にヨーロッパを視察した報告書である。

第1編では、オーストリアの溪流工事の沿革や政策、林業教育について述べている。オーストリアは、国土の主要部分をアルプスの山地が占めているため、土砂による災害が多かった。19世紀後半に大災害が頻発したため、農林省に林政、砂防行政や河川改修事業を担当する部署が置かれた。治山や砂防工事によって下流の水害を軽減できるため、農林省がこれらを一貫して実施している。そのほか、知識が乏しいために濫伐している林業家に、林業教育を施している。

第2編では、イタリアの治水と治山の政策を記している。イタリアは溪流工事を、治水だけでなく発電や平野の農業用水など他の水利事業と関連させている。そのため、経済的な見地から工事を実施し、農業や牧畜の知識を有する山林技術者が行うことが重要だとしている。また、政府は荒廃した山地の復旧のため、法人や個人の植林には、税金の一部免除などの奨励策をとっている。

第3編では、ドイツとスイスの治水について簡潔に記載している。平地の多いドイツでは、溪流工事が行われているのはバイエルン州だけであり、州工務部が溪流・河川工事を所管している。スイスはアルプス山中にあるため土石流の災害が多い。内務省が砂防行政を所管しているが、溪流工事の計画や実際の工事は、当該地域の郡または町村が行っている。

第4編では、フランスの砂防や森林法の沿革、法令等について記述している。フランスは1860年に砂防植栽法を制定し、1882年には砂防を強力に進めるため、監察官に立案権を付与する法律を成立させるなど、他国に先駆けて砂防事業を実施してきた。また、世界で初めて森林法（1827年）を成立させたのもフランスである。その制定理由は、フランス革命で個人が所有する森林の管理が自由になり、森林の伐採や開墾が行われたため、森林面積が激減したことへの反省からである。同法により、私有林の開墾は許可制となった。著者は、森林法がなければフランスの山地は荒廃していただろうと述べている。

著者は、欧州各国の事情紹介にもとづき、即効性のある河川工事だけでなく、山林保全や河への土砂流出の防止が、根本的な治水であるとしている。

（平田幸子・市政専門図書館司書課長）